



組合員の皆様へ

# 生、ま生きだより



何だか、あっという間に**2021年**も年の瀬ですね。  
皆様にとってこの1年はどうだったでしょうか？迎える新年が  
**今年より少しだけでも良い年**になることを願っています。  
今回は医療費負担で気になる**「高額療養費制度」**についてです。

## 1ヶ月の医療費の自己負担上限額を知ろう！

医療費負担軽減の公的な仕組みとして、健康保険の**『高額療養費制度』**があり、  
医療費の**1ヶ月の自己負担額**は、**所得に応じて一定の限度額**が設けられています！

一旦先払いした後、限度額を超えている金額が払い戻されますが、  
事前に限度額適用認定証の提示で、限度額までの支払いも可能です。

○75歳未満：年収約370万円までの方

1ヶ月の医療費負担**上限額**は**「5万7千600円」**となります。

○75歳未満：年収約370万円～約770万円の方

仮に総医療費が100万円でも、1ヶ月間の医療費負担**上限額**は**「8万7千430円」**となります

長崎医療共済は、手頃な掛け金設定の為、特に70歳以上の高齢になると大きな保障額をお求めの場合は期待に沿えない場合もあるかもしれません。しかし、そもそも公的保険によって医療費には自己負担額の上限があります。その為大きな保障額の為に、不確定な万一に備えて、高い掛け金を払い続けていく事も、老後の貯蓄を脅かす「リスク」と考えています。皆さんもこの機会に一度、掛け金と必要な保障額のバランスを考えてみましょう。



## 《組合員の皆さまへのお知らせ》



「新型コロナ感染症」感染により、自宅やホテルにて療養した場合でも、  
**「病気入院共済金」**の対象となります

氏名・住所・電話番号・引落口座の変更がありましたら、  
組合事務局までご連絡ください。

◇受付時間：平日午前9時～午後17時まで



# 長崎医療共済生活協同組合

フリーダイヤル

**0120-927-966** <https://nagasaki-iryokyosai.jp>